

令和8年度答申第2号
令和8年4月23日

諮問番号 令和7年度諮問第151号（令和8年3月17日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が、その一部を支給する決定（以下「本件支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の

支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (3) 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項1号は、当該特定求職者の収入の額が8万円以下であることを掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和7年4月8日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和9年3月9日までであった。

（就職支援計画書、事前審査書）

- (2) 審査請求人は、令和7年6月9日付けで、処分庁に対し、本件訓練の同年5月8日から同年6月7日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をした。支給申請書の収入記載欄には、収入85,455円と記載されていた。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和7年6月9日付け））

- (3) 処分庁は、令和7年6月19日付けで、本件申請に対し、職業訓練受講手当の支給額を0円、通所手当の支給額を8,010円として支給する決定（本件支給決定）をした。

（職業訓練受講給付金支給決定通知書（令和7年6月19日付け））

- (4) 審査請求人は、令和7年8月20日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和8年3月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の収入が8万円を超えたのは、勤務先のミスであり（8万円以下になるように伝えてあった。）、審査請求人の本意ではない。また、5,000円程度しか超えていない。したがって、本件支給決定のうち職業訓練受講手当を不支給とする部分の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援法の規定に基づき、求職者支援規則11条1項において、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間において同項各号のいずれにも該当するとき、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項1号において、当該特定求職者の収入の額が8万円以下であることを掲げている。

求職者支援規則の規定を受けて、本件支給決定当時の給付金の支給に係る収入要件の詳細については、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」等の改正について（令和7年3月31日付け職発0331第13号、開発0331第9号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同年4月1日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

求職者支援要領10043（3）ハ（ニ）において、給与等の収入の中に通勤手当が含まれている場合であって、当該通勤手当が給与明細等で区分されている場合には、当該通勤手当は収入から除外して算定すると規定されている。

- 2 本件支給単位期間における審査請求人の収入額は、90,720円であるところ、この中に通勤手当5,265円が含まれていることが給与明細により確認できることから、これを除外した85,455円が収入額となり、8万円を超えていることから、職業訓練受講手当の支給要件の一つである本人収入要件を満たしていない。
- 3 審査請求人は、収入が8万円を超えたのは、勤務先のミスであり、審査請求人の本意ではなく、5,000円程度しか超えていないと主張するが、本人の収入が8万円を超えた場合、その支給単位期間に対する職業訓練受講手当が不支給になることは、「求職者支援制度・訓練受講のしおりー就職支援計画書の交付を受ける方へー」にも記載されており、審査請求人も事前に認識できた。

また、令和7年6月13日、処分庁が、審査請求人に対し、月の収入が8

万円を超えると職業訓練受講手当が支給されないことを理解しているか確認したところ、審査請求人は、「それについては理解している。」と回答していることから、審査請求人は、本人収入要件の内容を認識していた。

さらに、審査請求人からは反論書等は提出されておらず、その他審査請求人の主張を立証する証拠書類等は確認できなかった。

- 4 以上により、処分庁が行った本件支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件では、本件審査請求から本件諮問までの期間は約7か月であるが、①処分庁における本件審査請求の受付（令和7年8月20日）から厚生労働省本省での受付（同年9月22日）までに約1か月、②二度目の反論書提出期限（同年12月17日）から審理員意見書の提出（令和8年2月17日）までに2か月の期間を要している。審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。
- (2) 上記（1）で指摘した点及び下記3で付言した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件支給決定の違法性又は不当性について

- (1) 処分庁は、審査請求人がした本件申請について、通所手当については支給する決定をし、職業訓練受講手当については不支給とする決定をしたところ、審査請求人は、同手当についても支給されるべきであると主張している。
- (2) 本件支給単位期間である令和7年5月8日から同年6月7日までの審査請求人の収入について、審査請求人は、職業訓練受講給付金支給申請書に85,455円と記載している。また、審査請求人が提出した令和7年5月度の給与明細には、差引支給額90,720円、通勤手当5,265円と記載されているところ、合理性が認められる求職者支援要領10043(3)ハ(ニ)に基づき差引支給額から通勤手当額を除外した金額は、85,455円であることが確認できる。

したがって、本件支給単位期間における審査請求人の収入が8万円を超えることは明らかであり、審査請求人は、本件支給単位期間において、職業訓練受講手当の支給に必要な求職者支援規則11条1項1号の要件を満

たしておらず、本件支給決定が違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

- (1) 本件では、前記1(1)のとおり、本件審査請求(令和7年8月20日)から厚生労働省の受付(同年9月22日)までに1か月以上の期間を要している。このように長期間を要した理由について、審査庁は、処分庁において、審査請求人に対し、審査請求書の補正を求める手続に時間を要したためと説明している。

しかし、行政不服審査法(平成26年法律第68号)21条2項は、同条1項の規定により審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合において、処分庁等に審査請求書が提出されたときは、処分庁等は、直ちに、審査請求書を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないと規定しているから、処分庁は、提出された審査請求書を、直ちに、審査庁に送付すべきであった。また、行政不服審査法23条は、審査請求書が同法19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないと規定しているから、審査請求書に係る補正命令の権限は審査庁にあり、本件の審査請求書については、審査庁である厚生労働大臣が自ら補正の手続をすべきであった。

今後、審査庁においては、本件のような事態が再度発生することがないよう処分庁に周知徹底するとともに、処分庁においては、審査請求書の提出があった際の対応を行政不服審査法の定めに従って適切に行うようにされたい。

- (2) 本件支給決定は、本件申請の一部を拒否するものであるから、行政手続法(平成5年法律第88号)8条1項本文により理由の提示が求められるところ、本件支給決定の通知書には、職業訓練受講手当を不支給とした理由の記載がない。

行政手続法が、行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない(行政手続法8条1項)と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件支給決定の通知書における職業訓練受講手当の不支給の理由の記載については、本件支給単位期間における審査請求人の収入が8万円を超えるとして、求職者支援規則11条1項1号の要件を満たしていないことを具体的に示す必要があった。

なお、上記のとおり、本件で職業訓練受講手当を不支給とした理由が示

されなかったのは、本件支給決定の通知書に給付金の一部を不支給とした場合に、その理由を記載する欄が設けられていないことも原因の一つと考えられるので、当該通知書の様式の改善が望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	